

調査計画

1 調査の名称

家計調査

2 調査の目的

家計調査は、家計統計（国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

世帯

4 報告を求める者

（1）数

約 9,000 世帯（母集団の大きさ 約 5200 万世帯）

二人以上の世帯 約 8,000 世帯

単身世帯 約 1,000 世帯

（2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）（詳細は、別紙1のとおり）

ア 総務大臣の定める方法（市町村、単位区、世帯の層化3段抽出法）により、総務大臣が指定する市町村の単位区において、都道府県が世帯を選定する。なお、単位区は、国勢調査の調査区に基づく。

イ 二人以上の世帯は、6か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月6分の1ずつ、単位区は毎月12分の1ずつ交替する。

ウ 単身世帯は、3か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月3分の1ずつ、単位区は毎月6分の1ずつ交替する。

（3）報告義務者

報告義務者は、調査世帯の世帯主とする。

なお、調査世帯の世帯主に準ずる者は、当該世帯主に代わって報告することができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査に用いる調査票及び報告を求める事項は、以下のとおり。

報告を求める事項	調査票の名称	使用期間
毎月の収入及び支出に関する事項 ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項	家計簿（二人以上の世帯用）	2019年12月調査まで
		2020年1月調査から
毎月の収入及び支出に関する事項 ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項	家計簿（単身世帯用）	2019年12月調査まで
		2020年1月調査から
年間収入に関する事項	年間収入調査票	常用
貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	貯蓄等調査票 ^(注1)	2019年7月調査まで
		2019年8月調査から 2021年2月調査まで
		2021年3月調査から
世帯及び世帯員に関する事項	世帯票	2019年4月調査まで
		2019年5月調査から
住居に関する事項	準調査世帯票 ^(注2)	常用

(注1) 二人以上の世帯のみ行う。

(注2) 前記4(2)の方法により選定された世帯で、やむを得ない理由により除外された世帯（以下「準調査世帯」という。）について用いる。

(2) 基準となる期日又は期間

- ① 家計簿：毎日
- ② 年間収入調査票：家計簿記入開始月^(注3)までの過去1年間
- ③ 貯蓄等調査票：調査期間3か月目の初日
- ④ 世帯票、準調査世帯票：家計簿記入開始前

(注3) 通常は、家計簿記入開始月は調査期間開始月と同じになる。ただし、調査期間中に、移転や長期入院などにより調査の続行が不可能となった場合、途中で世帯を交替するため、交替後の世帯は、交替前の世帯の残存期間のみの報告を求められる。このような場合、家計簿記入開始月は、本来の調査期間開始月と同じにはならない。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）－報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

ア 統計調査員

- ① 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当する単位区内にある調査世帯

に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

- ② 前記①にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
- ③ 前記①及び②にかかわらず、特別の事情により調査員が前記①の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行う。

イ 調査の方法

- ① 「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」は、調査員又は前記ア③に基づき指導員が、調査世帯ごとに配布し、調査世帯の世帯主又は世帯主に準ずる者が記入した調査票を収集することにより行う。

なお、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」は、調査世帯により密封されたものを収集する。

- ② 「世帯票」及び「準調査世帯票」は、調査員又は前記ア③に基づき指導員が、調査世帯の世帯主又は世帯主に準ずる者に質問することにより行う。
- ③ 調査世帯の世帯主又は世帯主に準ずる者は、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」について、総務省が設けるオンラインシステムを利用して回答することができる。

また、調査員又は前記ア③に基づく指導員は、「世帯票」及び「準調査世帯票」について、総務省が設けるオンラインシステムを利用して報告することができる。

なお、オンラインシステムの利用に際しては、識別コード（利用者 I D）及びパスワードによる主体認証を行う機能を設けるとともに、暗号化した状態でのデータ送信を行う。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

毎月（2019年4月調査以降）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 「世帯票」及び「準調査世帯票」は、調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は前記ア③に基づき指導員が記入し提出する。

イ 「家計簿」は、1か月を2期に分け、1期分の家計簿は、家計簿記入開始月から毎月15日の直後に提出する。また、2期分の家計簿は、家計簿記入開始翌月から毎月初日の直後に提出する。

ウ 「年間収入調査票」は、家計簿記入開始翌月の初日の直後に提出する。

エ 「貯蓄等調査票」は、調査期間3か月目の15日の直後に提出する。

8 集計事項

次の事項について集計する。（詳細は、別紙2のとおり）

（1）家計収支編

- ア 1世帯当たり1か月間の収入と支出
- イ 1世帯当たり品目別支出金額
- ウ 各種世帯属性別世帯分布

(2) 貯蓄・負債編

- ア 1世帯当たり1か月間の収入と支出
- イ 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高
- ウ 持家世帯：貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高
- エ 負債保有世帯：貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高
- オ 各種世帯属性別世帯分布

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、印刷物の発行、インターネットへの掲載及び閲覧に供する方法で公表する。(詳細は、別紙3のとおり)

10 使用する統計基準

集計に用いる産業分類は、日本標準産業分類を使用する。また、職業分類については、世帯票により「本人のしている仕事の内容」として報告を求めているが、就業・非就業の別や勤め先も加味した独自の分類を用いるため、日本標準職業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容(氏名を除く。)が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当事項なし

家計調査の標本抽出方法

家計調査の標本抽出方法は、第1次抽出単位を市町村、第2次抽出単位を単位区、第3次抽出単位を世帯とする層化3段抽出法による。

第1次抽出では全国から168市町村を、第2次抽出では全国で1,346単位区を抽出する。第3次抽出では、二人以上の世帯については1単位区当たり6世帯、単身世帯については2単位区当たり1世帯を抽出する。抽出方法は以下のとおり。

1 調査市町村の抽出（第1次抽出）

全国の市町村を、直近の国勢調査結果を用いて、地理的配置や産業別特徴などを考慮して168層に層化し、各層から1市町村を抽出する。

2 調査単位区の抽出（第2次抽出）

調査市町村内の全域を、国勢調査区を単位として、当該市町村に必要な調査員数と同数の地域に分割し、その中から一定の方法で調査単位区を抽出する。

3 調査世帯の抽出（第3次抽出）

調査員が各調査単位区を実地に踏査して世帯名簿を作成し、この名簿から、二人以上の世帯については、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労者・無職以外の世帯」の区分ごとに割当世帯数を決め、1調査単位区当たり6世帯を乱数表により抽出する。

また、単身世帯については2調査単位区当たり1世帯を乱数表により抽出する。さらに、若年単身世帯の標本を確保するため、別途、寮・寄宿舎がある国勢調査区から12調査単位区を設定し、各調査単位区から6世帯を抽出する。

家計調査集計事項一覧

家計収支編

表番号	集計区分	世帯区分	地域区分					
			全 国	都市階級	地 方	都道府県 庁所在市	市 町 村	
1 二人以上の世帯								
1 世帯当たり1か月間の収入と支出								
用 途 分 類	1-1	都市階級・地方・都道府県庁所在市別	二・勤・無	月・年	月・年	月・年 (二・勤のみ)	月・年 (二・勤のみ)	
	1-2	都市階級・地方別(構成比)	二・勤	月・年	月・年	月・年		
	1-3	市町村別	二・勤					年(主要項目のみ)
	2-1	世帯主の定期収入階級別	勤	月・年				
	2-2	世帯主の定期収入五分位階級別	勤	月・年				
	2-3	年間収入階級別	二・勤・無	月・年	年 (二・勤のみ)	年 (二・勤のみ)		
	2-4	年間収入五分位階級別	二・勤	月・年	年	年		
	2-4	年間収入五分位階級別(うち住宅ローン返済世帯)	勤	月・年	年	年		
	2-5	年間収入十分位階級別	二・勤	月・年				
	2-6	住居の所有関係, 年間収入階級別	二・勤	年				
	2-7	4人世帯(有業者1人) - 年間収入階級別	勤	年				
	2-8	4人世帯(有業者1人) - 年間収入五分位階級, 住居の所有関係別	二・勤	年				
	3-1	世帯人員別	二・勤・無	月・年				
	3-2	世帯主の年齢階級別	二・勤・無	月・年				
	3-3	世帯主の職業別	二	月・年	年	年		
	3-4	世帯主の産業別	勤	月・年				
	3-5	世帯主の勤め先企業規模別	勤	月・年				
	3-6	世帯類型別	二・勤	月・年				
	3-7	住居の所有関係別	二・勤・無	月・年	年 (二・勤のみ)	年 (二・勤のみ)		
	3-8	4人世帯(有業者1人) - 世帯主の年齢階級別	勤	年				
3-9	有業人員別	二・勤	月・年					
3-9	有業人員別(うち核家族世帯)	二・勤	月・年					
3-10	住宅ローン返済世帯 - 世帯主の年齢階級別	勤	年					
3-11	妻の就業状態, 世帯類型別	勤	月・年					
3-12	(高齢者のいる世帯)世帯主の就業状態別	二	月・年					
3-13	世帯人員, 世帯主の年齢階級別	二	月					
6-1	用途分類による1世帯当たり1か月間の収入と支出及び対前年(度・同期・同月)増減率	二・勤・勤外・無	月・四半期・年・年度					
6-2	用途分類項目の平均金額及び中央値	二・勤	月・年(主要項目のみ)					
6-15	用途分類による日別支出	二・勤	日					

表番号	集計区分	世帯区分	地域区分				
			全 国	都市階級	地 方	都道府県 庁所在市	市 町 村
2 単身世帯							
1 世帯当たり1か月間の収入と支出							
用 途 分 類	1	(実数, 構成比, 増加率)	単・勤・勤外・無	四半期・年 ・年度			
	2	男女, 年齢階級別	単・勤	四半期・年			
	3	都市階級・地方別	単・勤	四半期・年	四半期・年	四半期・年	
	4	年間収入五分位階級別	単・勤	年			
	5	年間収入階級別	単・勤	年			
	6	職業別	単	年			
	7	産業・勤め先企業規模別	勤	年			
	8	住居の所有関係別	単	年			
3 総世帯							
1 世帯当たり1か月間の収入と支出							
用 途 分 類	1	(実数, 構成比, 増加率)	総・勤・勤外・無	四半期・年 ・年度			
	2	都市階級・地方・都道府県庁所在市別	総・勤・勤外	四半期・年	四半期・年	年	
	3	年間収入五分位・十分位階級別	総・勤	四半期・年			
	4	世帯人員・世帯主の年齢階級別	総・勤	四半期・年			
	5	世帯主の職業別	総	年			
	6	世帯主の産業・勤め先企業規模別	勤	年			
	7	住居の所有関係別	総・勤	年			
	8	(住宅ローン返済世帯)世帯主の年齢階級別	勤	年			
	9	(高齢者のいる世帯)世帯主の就業状態別	総	年			

表番号	集 計 区 分	世帯区分	地 域 区 分				
			全 国	都市階級	地 方	都道府県 庁所在市	市 町 村
品 目 分 類	1 二人以上の世帯						
	1世帯当たりの品目別支出金額						
	4-1	都市階級・地方・都道府県庁所在市別	二・勤・無	月・四半期・ 年	月・四半期・ 年	月・四半期・ 年	月・四半期・ 年
	4-2	年間収入階級別	二・勤	年			
	4-3	年間収入五分位階級別	二・勤	年			
	4-6	世帯主の年齢階級別	二・勤	月・年 (月は二のみ)			
	6-16	品目分類による日別支出	二・勤	日			
	2 単身世帯						
	1世帯当たりの品目別支出金額						
	9	実数, 購入頻度及び購入世帯数	単・勤	四半期・年			
	10	男女, 年齢階級別	単・勤	年			
	11	年間収入五分位階級別	単・勤	年			
	12	年間収入階級別	単・勤	年			
	13	男女, 年齢階級別1世帯当たりの財・サービス区分別	単・勤	年			
	3 総世帯						
	1世帯当たりの品目別支出金額						
10	年間収入五分位階級別	総・勤	四半期・年				
11	都市階級・地方・都道府県庁所在市別	総	年	年	年	年	
12	都市階級・地方・都道府県庁所在市別の財・サービス区分別	総・勤	年	年	年	年	
世 帯 分 布	1 二人以上の世帯						
	各種世帯属性別世帯分布						
	5-1	都市階級・地方・都道府県庁所在市別(抽出率調整済実数)	二・勤	月・年	月・年	月・年	月・年
	5-2	世帯人員別(抽出率調整済実数・10万分比)	二・勤	年			
	5-5	世帯主の定期収入五分位階級別(抽出率調整済実数・10万分比・万分比)	勤	年			
	5-6	年間収入階級別(抽出率調整済実数)	二・勤	年			
	5-7	年間収入五分位階級別(抽出率調整済実数・10万分比・万分比)	二・勤	年			
	5-8	年間収入十分位階級別(抽出率調整済実数・10万分比)	二・勤	年			
	5-10	世帯主の職業・産業別(抽出率調整済実数・10万分比)	二	年			
	5-10	世帯主の職業・産業, 勤め先企業規模別(抽出率調整済実数・10万分比)	勤	年			
	2 単身世帯						
	各種世帯属性別世帯分布						
	14	男女, 年齢階級, 世帯属性別	単・勤	年			
	15	都市階級・地方, 世帯属性別	単・勤	年	年	年	
	3 総世帯						
	各種世帯属性別世帯分布						
13	世帯人員・世帯主の年齢階級, 世帯属性別	総・勤	年				

表番号	集 計 区 分	標本区分	地 域 区 分				
			全 国	都市階級	地 方	都道府県 庁所在市	市 町 村
世帯分布	4 二人以上の世帯及び単身世帯 各種世帯属性別世帯分布						
	11-1	世帯主の年齢階級別	初・調	年			
	11-2	世帯人員別	初・調	年 (二のみ)			
	11-3	有業人員別	初・調	年 (二のみ)			
	11-4	世帯主の職業別	初・調	年			
	11-5	住居の所有関係別	初・調	年			

貯蓄・負債編

表番号	集 計 区 分	世帯区分	地 域 区 分				
			全 国	都市階級	地 方	都道府県 庁所在市	市 町 村
用途分類	1 世帯当たり1か月間の収入と支出						
	7-1	貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級, 年間収入階級別	二・勤	四半期・年			
	7-2	住宅・土地の購入計画の有無別	二・勤	四半期・年			
貯蓄・負債	7-3	貯蓄・純貯蓄現在高五分位階級, 世帯主の年齢階級別	二・勤	四半期・年			
	貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高						
	8-1	都市階級・地方・都道府県庁所在市別	二・勤	四半期・年	四半期・年	四半期・年	四半期・年
	8-2	年間収入階級別	二・勤	四半期・年			
	8-3	年間収入五分位・十分位階級別	二・勤	四半期・年			
	8-4	世帯主の職業別	二	四半期・年			
	8-5	世帯主の年齢階級別	二・勤	四半期・年			
	8-6	住居の所有関係別	二・勤	年			
	8-7	世帯主の勤め先企業規模別	勤	年			
	8-8	世帯類型別	二・勤	年			
	8-9	妻の就業状態, 世帯類型別	勤	年			
	8-10	(高齢者のいる世帯) 世帯主の就業状態別	二	年			
	8-11	貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級別	二・勤	年			
8-12	住宅・土地の購入計画の有無別	二・勤	四半期・年				
8-13	貯蓄・純貯蓄現在高五分位階級, 世帯主の年齢階級別	二・勤	年				
世帯分布	持家世帯: 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高						
	8-20	住宅の建築時期別	二・勤	年			
	8-21	住宅の建築時期, 世帯主の年齢階級別	二・勤	年			
	負債保有世帯: 貯蓄及び負債の1世帯当たり現在高						
8-22	年間収入五分位・十分位階級別	二・勤	年				
8-23	世帯主の職業別	二	年				
8-24	世帯主の年齢10歳階級別	二・勤	年				
各種世帯属性別世帯分布							
8-30	各種世帯属性, 貯蓄現在高, 貯蓄・負債現在高の差額階級別世帯分布	二・勤	四半期・年				
8-31	各種世帯属性, 負債現在高階級別世帯分布	二・勤	四半期・年				

(注1) 世帯区分の内訳は次のとおり。

- 「二」は二人以上の世帯
- 「単」は単身世帯
- 「総」は総世帯(単身世帯と二人以上の世帯を合わせた世帯)
- 「勤」は「二」「単」「総」それぞれの区分のうち勤労者世帯
- 「勤外」は「二」「単」「総」それぞれの区分のうち勤労者以外の世帯
- 「無」は「二」「単」「総」それぞれの区分のうち無職世帯

(注2) 標本区分の内訳は次のとおり。

- 「初」は最初に抽出された世帯(準調査世帯を含む。)
- 「調」は実調査世帯
- 「準」は準調査世帯

(注3) 地域区分の「市町村」には都道府県庁所在市は含まれない。

- (注4) 「日」は日平均
- 「月」は月平均
- 「四半期」は四半期平均
- 「年」は年平均
- 「年度」は年度平均

(注5) 用途分類、品目分類及び世帯分布については次のとおり。
「用途分類」は、世帯で購入した商品、その世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類するもの。
「品目分類」は、用途にかかわらず、同じ商品は同じ項目に分類するもの。
「世帯分布」は、各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したのもの。

結果の公表の方法及び期日一覧

公表の方法	公表に係る集計事項	公表の期日	備 考
印刷物	[家計収支編] 年 月分 (月平均) ●二人以上の世帯 (全国) ・収入と支出	原則として、 調査月の翌々 月上旬	家計調査報告
	年 月～ 月期 (四半期平均) ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯 (全国) ・収入と支出	原則として、 四半期の最終 調査月の翌々 月上旬	〃
	年 (年平均) ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯 (全国) ・収入と収支	原則として、 調査年の翌年 2月	〃
	年 (月平均、四半期平均、年平均、年度平均) ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯 (全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別) ・収入と支出 ・世帯属性別収入と支出 ・世帯属性、品目別支出金額等	原則として、 調査年の翌年 6月頃の予定	家計調査年報<Ⅰ家計 収支編>
	[貯蓄・負債編] 年 月～ 月期 (四半期平均) ●二人以上の世帯 (全国) ・貯蓄と負債	原則として、 四半期の最終 調査月から4 か月後	家計調査報告
	年 (年平均) ●二人以上の世帯 (全国) ・貯蓄と負債	原則として、 調査年の翌年 5月	〃
	年 (四半期平均、年平均) ●二人以上の世帯 (全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別) ・収入と支出 ・貯蓄と負債	原則として、 調査年の翌年 9月頃の予定	家計調査年報<Ⅱ貯 蓄・負債編>

公表の方法	公表に係る集計事項	公表の期日	備 考
インターネットによる公表及び閲覧	<p>[家計収支編]</p> <p>年 月分（月平均、日平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯（全国） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と支出 ・品目別購入数量、支出金額等 ・日別支出 ・世帯属性別世帯分布 <p>（都市階級、地方、都道府県庁所在市別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入と支出 ・品目別支出金額等 ・世帯属性別世帯分布 <p>年 月～ 月期（四半期平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯（全国） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と支出 ・品目別購入数量、支出金額等 <p>（都市階級、地方、都道府県庁所在市別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目別支出金額等 <p>年（年平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯（全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と収支 ・品目別購入数量、支出金額等 ・世帯属性別世帯分布 <p>年度（年度平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯、総世帯及び単身世帯（全国） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と支出 <p>[貯蓄・負債編]</p> <p>年 月～ 月期（四半期平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯（全国） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と収支 ・貯蓄と負債 ・世帯属性別世帯分布 <p>（都市階級、地方、都道府県庁所在市別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄と負債 <p>年（年平均）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二人以上の世帯（全国） <ul style="list-style-type: none"> ・収入と収支 ・貯蓄と負債 ・世帯属性別世帯分布 <p>（都市階級、地方、都道府県庁所在市別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蓄と負債 	<p>原則として、調査月の翌々月上旬</p> <p>原則として、四半期の最終調査月の翌々月上旬</p> <p>原則として、調査年の翌年2月</p> <p>原則として、調査年の翌年5月</p> <p>原則として、四半期の最終調査月から4か月後</p> <p>原則として、調査年の翌年5月</p>	<p>e-Stat、総務省ホームページ及び総務省統計図書館</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>

家計調査

1. 結果の推定方法について

二人以上の世帯の家計収支全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの498分の1（2018年標本改正）になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる12か月分の平均）を基に地方（10区分）、世帯人員（4区分）別に調整係数の補正を行って推定している。

URL: <http://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/suikai.pdf>

2. 目標精度について

二人以上の世帯（全国）における月別消費支出額の目標標準誤差率を1.5%として、必要な標本サイズを算出した。